

令和7年第3回伊佐市議会定例会

# 提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第78号 (降壇)
- 2 議案第65号～議案第77号、  
議案第79号～議案第80号
- 3 諮問第1号～諮問第2号 (降壇)

令和7年8月27日提出

伊佐市長

令和7年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第78号「工事請負契約の締結」について説明申し上げます。

本件につきましては、大口子育て支援センター建築工事の指名競争による再度の入札を実施した結果、落札者がなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積合わせにより、見積価格1億8千万円に消費税を加算した価格1億9,800万円で「伊佐市大口小木原362番地 松永工業株式会社」に決定し、8月13日に建設工事請負仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

工事の概要につきましては、旧大口南中学校体育館の跡地に、親子教室を行う空間や乳幼児のためのプレイルーム等を備えた木造平屋建て、床面積約640平方メートルの子育て支援センターを建設するものであります。

以上、議案1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第65号から議案第77号まで、議案第79号及び議案第80号並びに諮問第1号及び諮問第2号について説明申し上げます。

まず、議案第65号「令和7年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国の施策である「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち、定額減税に係る調整給付に要する経費及び地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立てなどについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、職員の給与及び職員手当に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち、定額減税しきれない方に対する調整給付に要する経費及び財政調整基金への積立てに要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、物価高騰の影響を受ける私立保育所等に対し、給食材料費の一部を補助する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、老朽化した水道管の布設替工事に対する出資基準の変更により、水道事業会計に対する出資金について追加の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、農地集積・集約化等対策事業に要する経費について追加の措置を講じ、商工費につきましては、楠本川溪流自然公園のバンガロー設備

修繕に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、職員の給与及び職員手当に要する経費について減額の措置を講じ、消防費につきましては、分遣所改修等に係る伊佐湧水消防組合に対する負担金について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、学校給食センターの備品や設備の修繕に要する経費について追加の措置を講じ、災害復旧費につきましては、5月以降の豪雨の影響による農地・農業用施設等に係る災害復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入をもって充当し、地方特例交付金、分担金及び負担金、市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,791万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億3,529万1千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、学校給食調理・配送等業務委託について追加の措置を講じ、地方債では、学校教育施設等整備事業及び防災対策事業について追加の措置を講じたほか、災害復旧事業、緊急防災・減災事業、過疎対策事業及び水道事業について限度額の変更の措置を講じております。

次に、議案第66号「令和7年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,419万5千円とするものであります。

次に、議案第67号「令和7年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、国及び県等への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億668万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,418万3千円とするものであります。

次に、議案第68号「令和7年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,782万1千円とするものであります。

次に、議案第69号「令和7年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を68万8千円追加し、収益的収入の総額を3億6,669万円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を5万2千円追加し、収益的支出の総額を3億1,081万2千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を1,860万円追加し、資本的収入の総額を2億2,738万2千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を10万円減額し、資本的支出の総額を5億930万7千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,192万5千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第70号「伊佐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の施行により、1か月に10時間の範囲内で、保護者の就労要件を問わずに生後6か月から満3歳未満までの未就園児が保育所等を利用できる乳児等通園支援事業を令和8年4月1日から実施することに伴い、当該事業を行う施設の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第71号「伊佐市農道管理条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、市が管理する農道及びその接続する土地において、工作物の設置等に関する許可基準等がないことにより、農道本来の機能を発揮することに支障を来す事例が増加傾向にあることから、農道の適切な維持管理に必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第72号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、引用している条項にずれが生じたことから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号「伊佐市議会議員又は伊佐市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、市議会議員選挙等において候補者が使用する選挙運動用ビラ作成等の公費の支払額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります

次に、議案第74号「伊佐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、職員の部分休業の取得パターンの多様化に関し必要な事項を条例で定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号「伊佐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、国との権衡を図る観点から人事院規則の改正に準じ、妊娠、出産及び育児期の職員への仕事と育児との両立支援制度の利用に関する意向確認等の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第76号「伊佐市都市公園条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、引用している条にずれが生じたことから所要の改正を行うもののほか、字句の整理を行うものであります。

次に、議案第77号「伊佐市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在進めている地方公共団体情報システムの標準化において、デジタル庁が示す共通機能標準仕様書に基づき市外住民である住登外者の宛名番号管理機能を実装することに伴い、新たに住登外者の宛名番号を管理する事務が生じることとなるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第79号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」を実現するために、令和2年度に導入した児童生徒用タブレットパソコン等の更新に係る仮契約を、パステムソリューションズ株式会社と8月5日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

次に、議案第80号「令和6年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年度の水道事業会計未処分利益剰余金1億2,312万3,666円のうち、6,500万円を減債積立金に積み立て、5,500万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

これら2件につきましては、現在、人権擁護委員であります蓮池洋久氏及び飯田昭彦氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、蓮池氏については引き続き候補者として推薦するため、また、森田英樹氏については新たな候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

蓮池氏は、令和2年から人権擁護委員を務めておられ、また、森田氏は、大口市職員として奉職以来30年以上にわたり市政発展に貢献し、伊佐市地域総務課長等を歴任されました。

両氏とも、人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案15件、諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———